

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト 名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
230010	景品表示法の景品規制の緩和・撤廃	不当景品類及び不当表示防止法	景品表示法は、過大な景品提供による不当顧客の誘引を防止することにより、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保し、もって一般消費者の利益を保護することをも目的としている。	商品購入に付随する景品金額の制限を緩和・撤廃して、数百円で購入した『宝の地図』を元にリアルに宝を探し出せた場合に1億円規模の賞金を提供することを可能にする。	<p>高額な賞金付の(実際に地域に訪れて宝箱を探し出す)『宝探し』を実施することにより、宝くじで実現している売上金による地域振興という効果に加え、人が動くことによる交通・宿泊・飲食を中心とした経済効果を地域に産み出すことが出来、結果として地域活性化を促進出来る。</p> <p>提案理由： 現行の不当景品類及び不当表示防止法の規制によりクローズド懸賞の中で購入商品の20倍まで、かつ最大10万円までの賞品しか景品に設定出来ない。この金額帯では実際に地域に訪れ、探すという行動につながる動機づけにはなりづらく、大きな経済効果や反響をもたらしくい。そこで本特例措置により、景品金額の上限を観光活性化を目的とした宝探しシステムに限り撤廃することで宝くじに替わる日本発の地域振興プログラムを産みだす。この施策により①宝の地図の売上の40%近くを地域に還元し(宝くじと同様)、②当該地域に宝を探すために人が動くことによる直接的な経済効果を生み出し、③実際に地域を訪れ、調べることで地域のファンとなり、リピーターを産みだすキッカケとなり、長期的な観光活性化を成し遂げることが可能である。 現行法令下でも1イベントで4万人が実際に地域(福島県)を巡り、宝を発見し楽しんでいる企画のベースがある。このベースに賞金限度額の撤廃により50万人からの購入・参加が見込まれる。(当社アンケート結果より類推) 当観光振興プログラムは全国の地域活性化に利用でき、参加者の利用満足度も高い。ゆくゆくは日本発の観光プログラムとして世界各国にプログラム販売を進めていくことが可能。</p>	C	III	<p>景品表示法は、過大な景品提供による不当顧客の誘引を防止することにより、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。</p> <p>提案内容の「数百円で購入した『宝の地図』を元にリアルに宝を探し出せた場合に1億円規模の賞金を提供」する行為は、同法の「懸賞による景品類の提供」行為に当たると思われることから、1億円規模の賞金を提供することは、景品規制の上限を超えるものである。</p> <p>景品規制の上限を超えた景品類の提供行為は、一般消費者による適正な商品選択を歪め消費者利益を害するものであり、地域活性化対策であれ何であれかかる弊害をもたらす制度を認めることは不適切であり、特区として対応することは不可である。</p> <p>なお、取引附随性がない企画であれば、景品表示法による景品規制とは関係なく、いわゆるオープン懸賞として実施できる。</p>	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	<p>提案の参加者負担型の地域活性化手法について、『地域活性化対策であれ何であれかかる弊害をもたらす制度を認めることは不適切であり、不可である』と回答されたが、例えば地方財政資金の調達を目的とした当せん金付証券法が取り扱う『宝くじ』が行っている事業は地域活性化のために国で全国的に取り扱っている景品表示法の特例であり、当提案もその理念と目的は既存の取組と変わらない。更に言えば宝くじは収益金が地方財政の資金になるのみであるが、当提案は財政の資金となる他、参加者が当該地域を訪れることで直接的に地域に経済活動を引き起こす事業となっている。これは地域活性化を旨とする『特区』の理念に合致していると確信する。</p>	宝探しシステムプロジェクト	1024010	RUSH JAPAN株式会社	東京都	消費者庁